

気象庁「緊急地震速報の本運用開始に係る検討会」中間報告（平成 18 年 5 月）より

## 緊急地震速報利用マニュアルの作成等について

緊急地震速報は、情報の特性や限界をよく理解した上で利用することにより、減災効果を高めるとともに混乱や事故などを防ぐことが期待される。このため、緊急地震速報を利用するにあたっては、各事業者の責任において利用方法等を定める緊急地震速報利用マニュアル（以下「利用マニュアル」という。）を作成し効果的な利用を図ることが望ましい。

別添に利用マニュアル作成の手引を示す。

なお、緊急地震速報の利用については、利用者毎に多様な方法が想定されるところ、その利用及び利用マニュアルの策定については各事業者の責任において行うべきであるものの、緊急地震速報を利用した制御の基準等については、利用業種ごとに共通事項も多く、連携して検討することが望ましいと考えられることから、業種ごとに「緊急地震速報利用マニュアル作成ガイドライン」を作成することも期待される。

## 緊急地震速報利用マニュアル作成の手引

### 1. 緊急地震速報の活用方策（制御等の方法、基準）

緊急地震速報を利用した制御等の方法・手順、及び利用目的（制御・周知等）ごとに、制御等を行う基準（揺れの強さ、信頼度、精度の基準等）について記載する。

なお、活用方策の策定に当たっては、緊急地震速報には、その原理上、主要動の到達に間に合わない場合があること、予測震度等の誤差があること、誤報（落雷等地震以外の原因で発信される緊急地震速報）のおそれがあること等といった技術的限界があることを前提とする必要がある。

#### （制御等の方法・手順の例）

自動制御を行う場合

制御システムの基本的な動作

手動での制御を行う場合

情報を受信、確認して操作を行うまでの一連の手順

従業員等に伝達し、危険回避等の行動をとる場合

従業員等への情報伝達方法（パトランプの点灯、サイレン・音声の館内放送等）、情報を確認した従業員等の行動指針

#### （制御等を行う基準の例）

揺れの強さの基準

震度 以上 等

信頼度、精度の基準

第1報から利用、2点以上の観測点のデータで作成された情報を利用 等

### 2. 制御等を実施後の連絡、周知

緊急地震速報の利用形態等に応じ、緊急地震速報を利用した制御等を行った場合の、防災担当者、システム担当者等への連絡手順等について必要に応じ記載する。

また、交通・輸送機関の制御等を行った場合の、事後の利用客等への制御を行った理由の周知方法を記載する。

### 3．障害時の対応等

緊急地震速報の利用システムや情報受信回線等に異常が発生した場合の復旧方法や、障害が発生した場合の対応（障害を確認した者から担当者への連絡、障害箇所の切り分け、保守管理業者への連絡等）等について記載する。

### 4．日常の保守・点検

緊急地震速報利用システムの常時安定稼働を確保するため、緊急地震速報の利用システムや情報受信回線等に異常がないことの常時または定時の確認方法・体制について記載する。

### 5．教育・訓練

緊急地震速報を適切に利用するためには、緊急地震速報の知識や緊急地震速報を利用した適切な制御、操作及び防災活動に関する教育・研修・訓練を実施する必要があることから、これらの教育・研修・訓練の実施方法について記載する。

### 6．緊急地震速報の利活用についての周知・広報

緊急地震速報を利用した制御等により、施設利用者等の部外者に影響を与える場合は、必要に応じ、緊急地震速報を利用した制御を行っている旨の周知・広報の方法について記載する。

### 7．技術的資料

緊急地震速報の流れ（情報受信ルート）、緊急地震速報の利用システムの構成・概要について記載する。

また、緊急地震速報を利用した制御等を行うに当たって、理解しておくべき緊急地震速報の特徴と限界について記載する。必要に応じ、附録として、気象庁が緊急地震速報を発信するに当たって利用しているデータ処理手法等に関する技術的資料等も添付する。

基本的に気象庁において作成した緊急地震速報の原理等に関する資料及び情報の提供実績等から作成される精度評価資料を基に作成する。